

外国人の方を招待・招聘する皆様へ

ジェイアイの海外旅行保険 おもてなし安心プラン



安心1 治療費用や賠償責任など様々な補償で訪日外国人をサポート

安心2 多言語対応の医療アシスタンスサービスを提供

安心3 受診の際に必要なとなったガイド費用を補償

2017年10月
改定版

このパンフレットでご案内する商品は、訪日外国人の来日中のケガや病気による治療費、偶然な事故による賠償責任などに備える保険です。この商品内容がお客さまのご希望に沿う場合は、パンフレットをご覧のうえ、お申込みのご検討をいただきますようお願いいたします。

引受保険会社

海外旅行保険のエキスパート

 **ジェイアイ傷害火災**
<http://www.jihoken.co.jp>

このパンフレットでご案内の補償内容がお客さまのご意向と異なる場合には、ご契約いただけませんので、ご注意ください。

この保険の特徴

外国人の方を招待・招聘する企業、財団、イベント事務局・学校法人等が契約者となり、訪日外国人の来日中のケガや病気による治療費、偶然な事故による賠償責任などに備える保険です。

- 保険の対象となる方： MICE参加、短期留学等のために来日する外国人
(被保険者) MICE: 企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会、イベント(Exhibition/Event)
 - ご契約者となる方： 外国人を招待・招聘する日本国内に所在する企業、財団、公共団体、イベント事務局、学校法人等
 - 対象となるイベント： 国際会議、国内視察、研修、学会、短期留学等(詳しくはお問い合わせください。)
- ※ご職業、来日目的、イベント内容によってお引受け条件等を制限する場合やお引受けできない場合がございます。

- 保険の対象となる期間は、日本での入国手続終了時から出国手続終了時までとなります。(責任期間等の変更に関する特約がセットされます。)
- 上記以外の期間をご希望の場合は、お問い合わせください。
- この保険では、万一の事故の際、下記の事項等について、ご契約者様にご協力いただく場合があります。予めご了承ください。
 - ・死亡事故の際、保険金受取人の確定等の請求手続き全般について
 - ・被保険者自身による対応が難しい場合の保険金請求について

安心

1

来日中の思わぬアクシデント! 幅広い補償で守ります。

CASE 1

入院した! 家族も日本に急行!

治療・救援費用

- ケガや病気で医師の治療・手術を受けた場合
- 継続して3日以上入院した際にご家族の方に日本に来てもらう場合

妊娠初期の異常についても補償の対象となります。

(注) 日本国内の公的医療保険制度において療養の給付の支払対象となる症状に相当する妊娠に関する症状が対象となります。また妊娠満22週以後に発生したものを除きます。

疾病応急治療・救援費用

- 来日前に発病し医師の治療を受けたことがある病気を原因として、来日中(責任期間中)にその症状の急激な悪化により医師の治療を受けた場合(注1)(注2)

(注1) 保険期間が期間延長も含め、31日までのご契約に限り適用されます。

(注2) 来日中も継続して支出することが予定されていた費用(透析、インスリン注射等)はお支払いの対象となりません。

※治療・救援費用、疾病応急治療・救援費用で保険金お支払いの対象となる治療費用は、日本国内で発生した費用に限りです。(責任期間等の変更に関する特約がセットされます。)



CASE 2

こわした!

個人賠償責任

誤ってお店の商品をこわしてしまったり、ホテルの客室を水浸しにしてしまうなどして法律上の損害賠償責任を負った場合



(J12、J14にはセットされていません)

CASE 3

まさかの死亡事故!

傷害死亡

来日中(責任期間中)に発生した事故により死亡した場合

(J12、J14にはセットされていません)

安心

2

多言語対応の 医療アシスタンスサービスを提供

24時間 365日

訪日外国人の「困った」に様々なサービスで対応します!

- ①医療機関の案内
 - ②キャッシュレスメディカルサービスの手続き(注1)
 - ③医療通訳・日本語ガイドの手配(注2)
 - ④母国への医療搬送
 - ⑤ご遺体の搬送
- など

(注1) 医療機関側の対応により、同サービスは提供不可場合があります。

(注2) 急な受診などで医療通訳や日本語ガイドの手配が難しい場合は、受診時に電話医療通訳(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語)を提供します。

※上記は2017年4月現在のサービス概要をご案内するものであり、今後変更の可能性があります。また、事故発生場所や状況等の理由で、一部または全部のサービスが提供できない場合があります。

安心

3

受診時に ガイドが付き添う 費用を補償

日本語がうまく話せないので、付き添いをつけたい!

日本語ガイド等費用



日本初

※事故時のご連絡先等サービスの詳細は、ご加入後にお渡しする【「おもてなし安心プラン」付帯サービスのご案内】をご参照ください。

ご契約タイプ一覧表

ご希望のご契約タイプがない場合は、取扱代理店までお問い合わせください。



タイプのご選択・ご契約にあたってのご注意

- ①ご契約の際は、「海外旅行保険の概要」をご確認ください。
- ②被保険者が2名以上の場合は、69歳以下の方と70歳以上の方を同一申込書で申し込むことはできません。
- ③保険期間（保険のご契約期間）は来日期間（日本での入国手続終了時から出国手続終了時まで）にあわせて設定してください。
「5月3日～5月10日」は「8日」となります。
- ④ご契約いただける傷害死亡・疾病死亡保険金額は、他の傷害保険契約等との合算でそれぞれ1,000万円までとなります。
- ⑤下表に記載のない保険期間についてはお問い合わせください。
- ⑥保険の対象となる方（被保険者）の保険始期日（日本入国日）時点での年齢別の保険料となっております。

日本入国日（保険始期日）
時点の年齢です

69歳以下プラン

70歳以上プラン

ご契約タイプ		J10	J11	J12	J13	J14
保険金額（ご契約金額）	傷 害 死 亡	1,000万円	500万円	—	500万円	—
	治 療 ・ 救 援 費 用	無制限	2,000万円	1,000万円	無制限	1,000万円
	疾病応急治療・救援費用	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
	入 院 一 時 金	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
	個 人 賠 償 責 任	1億円	1億円	—	1億円	—
	日 本 語 ガ イ ド 等 費 用	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
保険期間（保険のご契約期間）／合計保険料	1日	1,710円	1,390円	1,180円	2,860円	2,190円
	2日	2,510円	2,070円	1,840円	4,300円	3,380円
	3日	3,290円	2,740円	2,500円	5,730円	4,550円
	4日	3,970円	3,340円	3,080円	6,940円	5,540円
	5日	4,670円	3,950円	3,670円	8,170円	6,570円
	6日	5,360円	4,550円	4,260円	9,400円	7,590円
	7日	6,050円	5,140円	4,820円	10,580円	8,550円
	8日	6,680円	5,690円	5,360円	11,670円	9,460円
	9日	7,260円	6,210円	5,860円	12,690円	10,300円
	10日	7,840円	6,720円	6,360円	13,690円	11,140円
	11日	8,440円	7,240円	6,860円	14,700円	11,970円
	12日	9,030円	7,760円	7,360円	15,720円	12,820円
	13日	9,660円	8,310円	7,890円	16,790円	13,700円
	14日	10,240円	8,820円	8,380円	17,780円	14,530円



1. 無制限：治療・救援費用補償特約の保険金額（支払限度額）を無制限とすることです。治療・救援費用を終身補償するものではありません。
2. 「個人賠償責任」の自己負担額は0円です。
3. 上記掲載の全契約タイプは、お支払い項目によってはご契約タイプに記載した保険金額とは異なる限度を有するものがあります。
4. ご契約タイプには、「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に係る特約」がセットされております。

補償内容や保険金額等お申込みの内容が、お客さまのご意向とおりかをご確認のうえお申込みください。当初のご意向とお申込みの内容が相違する場合は、特にご注意ください。

『海外旅行保険』のしおり（海外旅行保険普通保険約款・特約）については、「Web約款」をご確認ください。
なお、冊子の約款をご希望の場合は、お申込時に「冊子約款を希望：はい」をご選択ください。

Web約款はこちら ⇒ <http://kaigai-service.com/omotenashi>

二次元バーコード▶



補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷 害 死 亡	海外旅行中の事故によるケガが原因で 180日以内 に死亡した場合	傷害死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人に支払います。	次の①～⑨のいずれかによって生じたケガ ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②けんか、自殺、犯罪行為 ③自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転 ④脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産、流産 ⑥外科的手術 ⑦戦争、革命などの事変（テロ行為を除きます。） ⑧核燃料物質による事故、放射能汚染 ⑨自動車等による競技、競争、試運転 など
治療・救済費用 ●妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約セット	＜治療費用＞ 海外旅行中の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気が原因で治療を受けた場合 ＜救済費用＞ 被保険者が次のいずれかに該当した場合 ①海外旅行中の事故によるケガ等により180日以内に死亡した場合または3日以上続けて入院した場合 ②海外旅行中に病気、妊娠、出産、早産、流産により死亡した場合 ③海外旅行中に搭乗・乗船中の航空機・船舶が遭難した場合、山岳登山中に遭難した場合 ④海外旅行中の事故により被保険者の緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが公的機関により確認された場合 ⑤海外旅行中に誘拐され公的機関に届出された場合 など	1回のケガ、病気、事故などにつき、治療・救済費用保険金額を限度とします。 ＜治療費用＞ 被保険者が支出した次の費用で社会通念上妥当な金額を支払います（ケガの場合は事故の発生日、病気の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用）。ただし、①から④については、日本国内で発生した費用に限ります。 ①診療費・入院費関係、入院・通院のための交通費、治療のための通訳雇入費 ②保険金請求のために必要な医師の診断書の費用 ③法令に基づく消毒費用 ④入院時の被保険者の通信費、身の回り品購入費（身の回り品購入費は5万円、通信費と合算で20万円限度） ⑤治療を受けたのち、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費・宿泊費（払戻しを受けた金額等は控除します。） ＜救済費用＞ 保険契約者、被保険者または被保険者の親族が支出した次の費用で社会通念上妥当な金額を支払います。【保険金をお支払いする主な場合】の左記⑤は300万円上限） ①捜索救助費用 ②救済者の現地までの往復運賃（救済者3名分まで） ③救済者の宿泊施設客室料（救済者3名分かつ1名につき14日分まで） ④治療を継続中の被保険者の現地からの移送費用（払戻しを受けた金額等は控除します。） ⑤遺体処理費用（100万円まで）、遺体輸送費用 ⑥救済者の渡航手続費、救済者または被保険者の現地交通費・通信費等（合計20万円まで）	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①、②、⑦、⑧によって生じたケガまたは発病した病気に加え、 ●むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のない場合 ●自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転によって生じたケガ ●妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気（妊娠初期の異常（妊娠22週以後の発生は除く）により治療を開始した場合については保険金を支払います。） ●歯科疾病 📌来日前に発病した病気の疾病治療費用および救済費用は【疾病に関する応急治療・救済費用】で保険金をお支払いできる場合があります。
疾病に関する 応 急 治 療 ・ 救 援 費 用	＜治療費用＞ 海外旅行開始前に発病し治療を受けたことがある病気（※）が原因で海外旅行中に症状の 急激な悪化 により治療を受けた場合 ＜救済費用＞ 海外旅行開始前に発病し治療を受けたことがある病気（※）が原因で海外旅行中にその症状の 急激な悪化 により3日以上続けて入院した場合 （※）妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気および歯科疾病は含みません。	【治療・救済費用】の【お支払いする保険金】のうち、急激に悪化した病気1回につき、治療を開始した日からその日を含めて30日以内で、かつ、社会通念上妥当な費用相当額を300万円限度に支払います。 ただし、日本国内で発生した費用に限ります。	【治療・救済費用】の【保険金をお支払いできない主な場合】に加え、 ●海外旅行終了後に治療を受けた場合 ●治療または症状の緩和が目的の旅行の場合 ●海外旅行開始前に、渡航先の病院の診察の予約等が行われていた場合 ●海外旅行中も継続して支出することが予定されていた費用（透折、義手義足等、人工心臓弁、ペースメーカー等の継続使用に関わる費用、インスリン注射その他薬剤の継続使用に関わる費用など） など
入 院 一 時 金	治療・救済費用保険金が支払われる場合で、被保険者が2日以上続けて入院（海外旅行中に開始した入院に限ります。）したときに、入院一時金額を支払います。 1回のケガ、病気につきお支払いは1回に限ります。		
個 人 賠 償 任	海外旅行中に偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、紛失したことにより損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 📌責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。	1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金を支払います。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いすることができます。 📌賠償金額の決定には、事前に弊社の承認が必要です。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の⑦、⑧により生じた損害に加え、 ●保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●同居する親族および同一旅行行程の親族に対する損害賠償責任 ●所有、使用、管理する財物の損壊、紛失に対する損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●暴行・殴打による損害賠償責任 ●自動車等の車両、船舶、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ●罰金、違約金、懲罰的賠償金 など
日 本 語 等 用 費	次のいずれかに該当し、日本語ガイド等の雇用費用などを負担した場合 ①【治療・救済費用】の＜治療費用＞が支払われる場合 ②【治療・救済費用】の＜救済費用＞が支払われる場合 など	1回のケガ、病気、事故などにつき、日本語ガイド等費用保険金額を限度として、下記の費用を支払います。 左記【保険金をお支払いする主な場合】の ●①に該当した場合は、被保険者が負担した入院・通院や当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための日本語ガイド等の雇用費用など ●②に該当した場合は、保険契約者、被保険者、被保険者の親族が負担した救済のための日本語ガイド等の雇用費用など	【治療・救済費用】が支払われない場合 など ●「日本語ガイド等」とは、日本語またはその他の言語での付添い等のサービスを提供する弊社が認めた者をいいます。（添乗員、被保険者の親族、同行旅行者は含みません。） ●本パンフレット掲載のプランには、旅券の盗難・置き忘れ・紛失などの際の補償は、含まれていません。

用語のご説明

◆「被保険者」とは、保険の対象となる方をいいます。
◆「海外旅行中」とは、保険期間中であつ旅行行程中（日本での入国手続終了時から出国手続終了時まで）をいいます。
◆「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。
◆「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

お申込みにあたって

このパンフレットは海外旅行保険の概要をご紹介します。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』もよくお読みください。また、詳しくは『海外旅行保険』のしおり（海外旅行保険普通保険約款・特約）をご用意しておりますので、必要に応じて、弊社ホームページでご参照いただくか弊社代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。ご契約者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務をおこなっております。したがって弊社代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。